



2026 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 : **SCAT 株式会社**
代 表 者 : 代表取締役 社長 長島 秀夫
(コード: 3974 東証スタンダード市場、名証メイン市場)
問 合 せ 先 : 取締役 執行役員 高橋 栄
(TEL: 03-6275-1130)

第三者割当による第 1 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第 1 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を募集することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者割当による新株予約権発行の概要

① 割当日	2026 年 9 月 11 日
② 新株予約権の総数	8,100 個（新株予約権 1 個あたり 100 株）
③ 発行価額	総額 4,843,800 円（1 個につき 598 円、1 株につき 5.98 円）
④ 当該発行による 潜在株式数	810,000 株 第 1 回新株予約権については行使価額修正条項が付されていますが、 下限行使価額（下記⑥を参照。）においても、潜在株式数の合計は 810,000 株であります。
⑤ 資金調達の額	511,093,800 円 内訳：新株予約権発行分 4,843,800 円 新株予約権行使分 506,250,000 円 発行費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の 額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照くださ い。
⑥ 行使価額	当初行使価額 625 円 当社は、本新株予約権の割当日の 6 か月を経過した日の翌日以降に開 催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことがで きるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、 当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以

	下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に93%を乗じた価額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。)(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から6か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行使価額修正を行うことはできない。 本新株予約権の「下限行使価額」は、2026年8月26日付の取締役会の直前取引日における当社普通株式の東京証券取引所の終値の50%に相当する金額である336円とします。
⑦ 割当方法 (割当予定先)	第三者割当方式により次の者に割り当てます。 ドリーム10号投資事業有限責任組合 8,100個
⑧ その他	(a) 新株予約権の取得 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」といいます。)を決議することができ、当該取締役会決議の後、本新株予約権者に対し取得日の通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより取得日の到来をもって本新株予約権1個につき本新株予約権1個あたりの払込金額と同額で当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。 (b) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当該譲渡に先立ち、当社取締役会の承認を要します。 (c) その他 前各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件といたします。

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、全ての本新株予約権が行使された場合出資される財産の価額の合計額を合算した金額となります。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。また、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(1) 調達する資金の額」に記載する発行諸費用を差引いた残額が実際の調達資金の額となります。

2. 目的及び理由

(1) 資金調達の主な目的

当社グループは、主力である美容ICT事業を中心に、ビジネスサービス事業(BPO)

及び介護サービス事業を展開しており、これら3つの事業を通じて、ストック型収益を基盤とした複合的な事業ポートフォリオを構築しております。美容ICT事業においては、美容サロン向けの顧客管理、売上管理、予約管理、POS・CRM関連システム等を提供し、顧客基盤の維持・拡大及び継続課金型収益の拡大に取り組んでおります。また、ビジネスサービス事業においては、当社グループが有する業務運営ノウハウ及び人材リソースを活用したBPOサービスを提供し、介護サービス事業においては、地域に根差した介護施設の運営を通じて、安定的なサービス提供体制の構築に努めております。

当社グループは、既存事業を中心とする堅実な事業運営により、長期にわたり売上及び利益を確保してまいりました。一方で、2023年12月14日に公表した中期3ヵ年計画（2024年10月期から2026年10月期）において掲げた、売上高30億円、経常利益3億円、ROE10%という計数目標については、足元の事業環境及び業績動向を踏まえると、当初計画どおりの達成にはなお課題がある状況にあります。当社グループとしては、この状況を打開し、中長期的な成長軌道を再構築するためには、既存事業の構造改革及び収益力強化に加え、新たな成長ドライバーの創出、経営資源の重点配分、並びにAI・DX領域を中心とした成長投資を機動的に実行することが不可欠であると認識しております。

当社グループは、当該中期3ヵ年計画において、既存事業の構造改革及び新しいサービスと事業の創出を通じた成長と安定収益の確保を基本方針として掲げております。具体的には、ストック型収益の拡大・深化、周辺領域を含む市場拡張・進化、及びAI活用等を含む成長投資を重要な施策として位置付けており、当社グループの中長期的な企業価値向上のためには、既存事業の収益基盤をより強固なものとするとともに、外部環境の変化に対応した機動的な投資を継続的に実行していく必要があると考えております。

また、当社は、東京証券取引所による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する要請を踏まえ、資本収益性の改善、収益力の向上、PBRの改善及び株主価値の向上に向けた取り組みを進めております。当社は、2025年12月12日公表の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について（アップデート）」及び同日公表の「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」において、足元の事業環境及び業績動向を踏まえたうえで、引き続き成長戦略の実行及び収益性の向上に取り組む方針を示しております。当社グループとしては、株主資本コストを上回る資本収益性を実現し、市場からの評価を高めていくためには、単なる財務体質の維持にとどまらず、既存事業の競争力強化、成長分野への投資、及び将来収益の獲得に向けた事業基盤の拡充を着実に進める必要があると考えております。

なお、当社は、2026年4月30日現在において約12億円の現預金を保有しておりますが、当該現預金については、既存事業の運転資金、突発的な資金需要への対応、財務健全性の維持に加え、今後当社グループの成長戦略上必要となるM&A、資本業務提携、新規事業開発その他の投資機会に機動的に対応するための原資として確保しておく必要があるものと考えております。

当社としては、現預金を本第三者割当に係る資金使途に全額又は大部分充当することも検討いたしました。手元流動性を大きく低下させた場合、今後のM&A案件その他の投資機

会への対応力が低下するほか、事業環境の変化や不測の資金需要に対する財務上の柔軟性を損なう可能性があるかと判断いたしました。

そのため、当社は、現預金を一定程度確保しつつ、本第三者割当により調達する資金を、既存事業への投資、M&Aに係る投資資金及び付随費用、A I・D X関連サービスの開発費用並びに介護施設修繕費用等に充当することが、中長期的な成長投資を機動的かつ継続的に実行する観点から合理的であると判断しております。

本第三者割当により一定の希薄化が生じることは認識しておりますが、手元資金の過度な取り崩しを避けつつ、成長投資を実行することで、収益力の向上、事業基盤の拡充及び資本効率の改善を図ることが可能となり、中長期的には企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。

このような方針のもと、当社グループは、本第三者割当により調達する資金を、主として、①M&Aを通じた既存事業の業容拡大、②美容 I C T 事業におけるA I・D X関連サービスの開発及び事業基盤の強化、③専門人材の採用、教育及びA I活用を含む人的資本投資、④介護サービス事業におけるD X推進及び介護施設のリニューアル・修繕に充当する予定です。

まず、当社グループは、主力である美容 I C T 事業を中心とした既存事業への成長投資を重要な資金使途と位置付けております。美容サロン業界においては、人手不足、予約・顧客管理の高度化、マーケティング施策のデジタル化、業務効率化ニーズの高まり等を背景として、I T・D X関連サービスへの需要が継続的に拡大しているものと認識しております。特に、A I技術の進展により、顧客データの分析、来店予測、販促支援、業務自動化、サロン経営支援等の領域において、従来のP O S・C R M関連システムの提供にとどまらない付加価値の創出が可能となっております。

当社グループにおいても、美容サロン向けP O S、C R M及び顧客データを活用したA I・D X関連サービスを新たな成長基軸として位置付け、既存プロダクトの機能拡充、A Iを活用したサービス開発、顧客接点の強化、営業・カスタマーサポート体制の高度化、基幹システムや社内業務プロセスの効率化等を推進してまいります。これにより、既存顧客からの収益拡大、新規顧客の獲得、解約率の低減、顧客単価の向上及び収益性の改善を図ってまいります。

次に、当社グループは、非連続的な成長を実現するため、M&Aに係る投資資金及び付随費用にも本第三者割当による調達資金を充当する予定です。当社グループの事業領域においては、美容 I C T 事業とのシナジーが見込まれるI Tサービス、ソフトウェア開発、S a a S・クラウドサービス、D X支援、サロン向け周辺サービス、顧客基盤を有するサービス事業者、又はB P O・介護サービス事業との補完関係を有する事業者等について、当社グループの既存事業との連携により、顧客基盤の拡大、提供サービスの多様化、収益機会の拡充及び経営効率の向上を実現できる可能性があるかと考えております。

M&Aは、対象会社の探索、初期的な検討、デューデリジェンス、バリュエーション、法務・会計・税務アドバイザー費用、契約交渉、取得対価の支払、P M I その他案件の進捗に応じて一定の資金需要が発生するものであり、機動的な対応力を確保しておくことが、良質

な案件機会を逃さないために重要であります。当社は、投資対象の事業内容、財務状況、収益性、当社グループとのシナジー、取得価格の妥当性、投資回収可能性及びリスクを慎重に検討したうえで、当社グループの中長期的な成長に資するM&A、資本業務提携又は事業譲受等を積極的に検討してまいります。

また、当社グループは、上記のA I・D X関連サービスの開発及びM&Aを含む成長戦略を着実に実行するため、専門人材の採用、教育、A I活用環境の整備及びリスクリングを含む人的資本投資にも資金を充当する予定です。美容I C T事業における開発、営業、カスタマーサクセス、導入支援、データ活用、A I・D X関連サービスの企画・推進等には、専門性を有する人材の確保及び既存社員のスキル向上が不可欠であります。当社グループは、人的資本への投資を、持続的成長及び収益性向上の基盤と位置付け、専門職・A I人材の採用、教育研修、外部研修・資格取得支援、社内業務の効率化に資するA Iツールの導入等を進めてまいります。

さらに、介護サービス事業においては、既存施設の安全性、快適性及びサービス品質の維持・向上を目的として、介護D Xの推進及び介護施設のリニューアル・修繕にも調達資金を充当する予定です。介護施設の運営においては、利用者の生活環境の維持、施設設備の老朽化対応、衛生・安全管理、防災・防犯体制の整備、法令・行政指導への対応、職員の業務環境の改善等が重要であり、必要な修繕・改修を適時に実施することは、安定的な施設運営及びサービス品質の維持に不可欠であります。また、介護D X及び施設のリニューアル・設備更新を計画的に行うことにより、突発的な修繕負担や運営上のリスクを抑制し、利用者及びそのご家族に安心して選ばれる施設運営を継続することが可能になると考えております。

以上のとおり、当社グループは、本第三者割当による調達資金を、M&Aを含む既存事業の業容拡大、P O S・C R M・A Iを新基軸としたA I・D X関連サービスの開発、専門人材の採用・教育を含む人的資本投資、並びに介護サービス事業におけるD X推進及び施設リニューアル・修繕に充当することにより、既存事業の収益力向上、非連続的な成長機会の獲得、安定収益基盤の維持・強化を同時に推進してまいります。これらの施策は、中期経営計画に掲げる成長戦略及び資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組みと整合するものであり、当社グループの収益力、資本効率及び企業価値の向上に資するものと判断しております。

当社は、本第三者割当により一定の希薄化が生じることを認識しておりますが、上記の各施策を着実に実行し、既存事業の成長、A I・D X関連サービスの立ち上げ、M&Aによる事業規模の拡大及び収益基盤の強化、並びに介護サービス事業の安定運営及び付加価値向上を実現することにより、中長期的には当社グループの企業価値向上及び既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。したがって、当社は、本第三者割当による資金調達が、当社グループの成長戦略を加速させ、資本収益性及び株主価値の向上を図るために必要かつ合理的な施策であると判断し、本資金調達の実施を決議いたしました。

（２）資金調達方法の概要及び選択理由

＜資金調達の方法として本第三者割当による新株予約権発行を選定した理由＞

当社の資金需要につきましては、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりですが、資金調達の方法としては、当社の事業拡大に伴う収益の向上ならびに財務基盤の安定化を目的とし、当社の財務体質の安定性を確保する必要性及び銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うこととしました。そのため、当社は、資金調達を行う手法として、様々な資金調達方法を比較・検討してきましたが、下記「他の資金調達の方法との比較」に記載のとおり、各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、本新株予約権の発行に係る、「資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）が現在の当社の資金ニーズを満たす最も適切な資金調達手法であることから、本スキームによるデメリットも考慮した上で、総合的に判断し本スキームを採用することを決定しました。

<資金調達方法の概要>

今回の資金調達は割当予定先に対し第1回新株予約権を割当て、当社の資金調達及び財務基盤の強化が図られる仕組みとなっています。今回の資金調達手法は、当社といたしましても、割当予定先の要請と協議に基づき、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

<他の資金調達方法との比較>

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットは大きいと考えています。加えて、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当先である株主の応募率が不透明であり、また

実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なのかの目処を立てることが非常に困難です。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

(c) 第三者割当による新株式発行

第三者割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、必要資金の全額を新株式の発行で調達することは、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② C B（転換社債型新株予約権付社債）

C Bは発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるため現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。また、M S C B（転換価額修正条項付転換社債型新株予約権付社債）は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、M S C Bも今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。

③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断しました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、既存株主に対して新株予約権を無償で割り当てることにより、既存株主の利益に一定程度配慮した資金調達手法であると考えられます。しかしながら、同手法は、株主による権利行使の状況により実際の調達金額が大きく変動する可能性があり、当社が予定する資金需要に対して、必要な時期に必要な金額を確実に調達できないリスクがあります。また、実施にあたっては権利行使期間の設定、株主への周知、未行使新株予約権の処理等に一定の期間及び事務負担を要することから、迅速性及び調達の確実性の観点から、本件における資金調達手法としては適切ではないと判断し、採用しないことといたしました。

④ 借入・社債・劣後債による資金調達

借入、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下することから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断しました。

(3) 本新株予約権の特徴について

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

<メリット>

① 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 810,000 株で固定されており、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません（但し、本新株予約権の発行要項第 6 項に記載のとおり、調整されることがあります。）。

② 流動性の向上

本新株予約権の行使による発行株式総数は、2026 年 4 月 30 日現在の当社発行済株式総数の 15.46% (810,000 株) であり、割当予定先による新株予約権の行使により発行される当社株式を順次市場にて売却することで、流動性の向上が見込まれます。

③ 資金調達の柔軟性

本新株予約権には取得条項が付されており、本新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会決議により、割当予定先に対して取得日の通知又は公告を行った上で、発行価額と同額で割当予定先から当社が取得することが可能となっております。これにより、当社により有利な資金調達方法、又はより有利な割当先が確保できた場合はそちらに切り替えることが可能となります。

④ 行使の促進性

本新株予約権には行使価額修正条項が設定されており、最短で 6 か月の頻度において、本新株予約権の行使価額を当該行使価額修正に係る取締役会決議の直前取引日における株価に 93% を乗じた価額（1 円未満切上げ）に修正することが可能となっております。行使価額修正条項が設定されていることで、仮に当社株価が行使価額を下回る水準で推移した場合においても、行使価額の修正を行うことで割当予定先に本新株予約権の行使を促すことが可能となります。本新株予約権は、機動的な資金調達に向け、自己資本が増加することにより財務基盤が安定し、借入等による資金調達手段の可能性も拡がることから、行使の促進性を優先するために、割当予定先より打診があり、当該修正条項を付しております。

<デメリット>

- ① 本新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日時点の株価を基準として、336 円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、資金調達ができない可能性があります

- ② 本新株予約権は、株価の下落局面では、下方修正されることがあるため、調達額が予定額を下回る可能性があります。
- ③ 割当予定先は、本新株予約権の行使以降は、市場動向を勘案しながら売却する方針ではございますが、割当予定先の当社株式の売却により、当社株価が下落する可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

(A) 払込金額の総額 (内訳) 本新株予約権の発行 本新株予約権の行使	511,093,800 円 4,843,800 円 506,250,000 円
(B) 発行諸費用の概算額	7,411,875 円
(C) 差引手取概算額	503,681,925 円

- (注) 1 新株予約権の発行に係る諸費用の内訳は、登録免許税等約 1,861 千円、新株予約権の算定費用 1,250 千円、有価証券届出書等作成支援費用 2,300 千円、第三者委員会に係る弁護士費用 1,500 千円、外部調査機関に対する割当先の信用調査費用として 500 千円の総額を予定しております。
- 2 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
- 3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額、及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

《本新株予約権の行使による資金使途》

資金使途	支出金額 (千円)	支出時期
① M&Aに係る投資資金及び付随費用	128,500	2026 年 10 月～2026 年 12 月
② A I ・ D X サービスのソフトウェア 開発費用	229,906	2027 年 1 月～2029 年 7 月
③ 採用・人件費（専門職・A I 人財採用を含む）	91,200	2027 年 5 月～2029 年 7 月
④ 人的資本投資（A I 投資・教育・リス スキリング）	9,000	2026 年 10 月～2029 年 7 月
⑤ 介護 D X 費用	10,045	2026 年 12 月～2029 年 7 月
⑥ 介護施設修繕費用	35,030	2026 年 12 月～2029 年 6 月
計	503,681	

- (注) 1 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

- 2 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
- 3 資金使途は、記載の優先順位にて充当する予定です。なお、新株予約権の行使が進捗せず充当が進まない場合には、資金使途の見直し及び別途の資金調達の可能性があります。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

① M&Aに係る投資資金及び付随費用

当社グループは、中期経営計画に掲げる既存事業の深化、周辺領域への事業拡張及び新たな収益基盤の構築を加速するため、当社グループの既存事業とのシナジー創出が期待できる事業領域を中心に、M&A、事業譲受、資本業務提携等を検討してまいります。本資金は、主として、介護サービス事業における事業基盤の拡大を目的としたM&A、及び美容ICT事業におけるサービス領域の拡充・顧客基盤の拡大を目的としたM&Aに係る投資資金及び付随費用に充当する予定です。

介護サービス事業においては、当社グループが運営する既存施設との地域的・運営上の補完関係が見込まれる介護施設、介護サービス事業者又は関連事業の譲受・取得等を想定しております。介護サービス事業は、高齢化の進展を背景として安定的な需要が見込まれる一方、人材確保、施設運営ノウハウ、設備管理、行政対応等が重要となる事業であります。当社グループとしては、既存の運営体制及び管理ノウハウを活用しながら、施設数・利用者基盤の拡大、運営効率の向上及び安定収益の拡充を図ることにより、介護サービス事業を当社グループの安定収益を支える事業基盤として強化してまいります。

また、美容ICT事業においては、当社グループが提供するPOSシステム、顧客管理、予約管理、CRM関連サービス等との親和性が高いソフトウェア開発会社、SaaS・クラウドサービス事業者、DX支援会社、美容サロン向け周辺サービスを提供する事業者等を主な対象として想定しております。これらの会社との資本提携又は買収により、当社グループが有する既存顧客基盤、販売チャネル、業界知見及びシステム開発・運用ノウハウと、対象会社が有する技術、サービス、人材又は顧客基盤を組み合わせることで、サービスラインナップの拡充、顧客単価の向上、解約率の低減、新規顧客獲得力の強化及びストック型収益の拡大を図ってまいります。

本資金は、株式取得又は事業譲受に係る取得対価のほか、M&A仲介会社への手数料、デューデリジェンス費用、バリュエーション費用、法務・会計・税務等の外部専門家費用、契約書作成・レビュー費用、クロージングに関連する諸費用、及びM&A実行後のPMI、管理体制の整備、システム連携、業務プロセスの統合等に係る費用

に充当する予定です。

当社は、対象会社又は対象事業の事業内容、成長可能性、収益性、財務状況、当社グループとのシナジー、取得価格の妥当性、投資回収可能性及びリスク等を慎重に検討したうえで、当社グループの企業価値向上に資すると判断される案件について、機動的に実行してまいります。これらのM&A投資により、既存事業の業容拡大、収益基盤の強化、非連続的な成長機会の獲得及び中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から128,500千円を本資金使途に充当する予定です。

② AI・DXサービスのソフトウェア開発費用

当社グループは、主力である美容ICT事業において、美容サロン向けPOSシステム、顧客管理システム、予約管理、CRM関連サービス等を提供しており、これらのサービスを通じて、美容サロンの業務効率化、顧客管理の高度化及び経営支援に取り組んでおります。当社グループが中期経営計画において掲げる既存事業の深化及び新しいサービスの創出を実現するためには、既存プロダクトの機能拡充に加え、POS、CRM及び顧客データを活用したAI・DX関連サービスを新たな成長基軸として立ち上げることが重要であると考えております。

近年、美容サロン業界においては、人手不足、予約・顧客管理業務の複雑化、顧客ニーズの多様化、販促・マーケティング施策の高度化、リピート率向上、休眠顧客の掘り起こし、解約防止、スタッフの生産性向上等を目的として、データ活用及びDX関連サービスへの需要が高まっております。特に、AI技術の進展により、来店履歴、購買履歴、施術履歴、予約動向、販促反応等のデータを分析し、顧客ごとの来店予測、販促提案、予約枠の最適化、売上動向の可視化、経営改善に資するレポート等を実現することが可能となっております。

本資金は、当社グループが提供する既存のPOS、CRM、予約管理、顧客管理等のシステムと連携するAI・DX関連サービスのソフトウェア開発費用に充当する予定です。具体的には、顧客データの分析機能、来店予測機能、休眠顧客の抽出機能、顧客属性に応じた販促・キャンペーン提案機能、予約・稼働状況の可視化機能、売上分析・経営管理レポート機能、カスタマーサポート業務の効率化機能等、美容サロンの経営課題の解決に資する機能の開発を想定しております。

また、当該開発に係る要件定義、基本設計、詳細設計、プログラム開発、既存システムとの連携、データベース設計、AIモデル又は外部AIサービスとの連携、ユーザーインターフェース及びユーザー体験の改善、テスト・検証、セキュリティ対策、クラウド環境・サーバー環境の構築、外部開発会社又は技術パートナーへの委託費用、ライセンス利用料、保守・運用体制の整備等にも充当する予定です。

当社グループは、これらの開発投資により、既存サービスの付加価値向上、顧客満足度の向上、解約率の低減、顧客単価の向上及び新規顧客獲得力の強化を図ってまいります。また、従来の業務管理システムの提供に加え、データ活用及びAIを活用し

た経営支援サービスを提供することで、美容サロン向けサービスの競争力を高め、ストック型収益の拡大・深化を目指してまいります。

当社グループは、当該ソフトウェア開発が、中期経営計画に掲げる「既存事業の深化」、「新しいサービスと事業の創出」及び「周辺領域を含む市場拡張・進化」に資するものであり、当社グループの収益力向上、資本効率の改善及び中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しております。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から 229,906 千円を本資金使途に充当する予定です。

③ 採用・人件費（専門職・A I 人材採用を含む）

当社グループは、主力である美容 I C T 事業における A I ・ D X 関連サービスの立ち上げ、既存サービスの機能拡充、顧客基盤の拡大及び継続課金型収益の拡大を実現するためには、ソフトウェア開発投資に加え、これらの施策を実行する専門人材の確保が不可欠であると考えております。特に、P O S、C R M、予約管理、顧客管理等の既存サービスに蓄積されるデータを活用し、A I を用いた顧客分析、来店予測、販促支援、業務効率化、サロン経営支援等の機能を実装・運用していくためには、システム開発、データ活用、A I ・ D X サービス企画、プロジェクトマネジメント等に関する専門性を有する人材の採用及び体制整備が必要となります。

本資金は、A I ・ D X 関連サービスの開発及び既存事業の成長を推進するための採用費及び人件費に充当する予定です。具体的には、エンジニア、プロジェクトマネージャー、データ分析・A I 活用に知見を有する人材、サービス企画・プロダクトマネジメント人材、営業人員、カスタマーサクセス・導入支援人員、サポート体制の強化に必要な人材、並びにこれらの事業拡大を支える管理部門人材等の採用費、人材紹介手数料、採用広報費、給与、賞与、法定福利費、外部人材・業務委託人材に係る費用等に充当することを想定しております。

また、A I ・ D X 関連サービスの立ち上げにあたっては、単に技術人材を確保するのみならず、顧客である美容サロンの業務実態や経営課題を理解し、サービスの導入、活用支援、運用改善及び顧客満足度向上につなげる体制を構築することが重要であります。そのため、開発部門、営業部門、カスタマーサポート部門及び管理部門が連携し、顧客ニーズの把握、機能改善、導入支援、利用促進、解約防止等を継続的に実行できる組織体制の整備にも取り組んでまいります。

当社グループは、これらの採用及び人件費への投資を通じて、A I ・ D X 関連サービスの開発・運用体制を強化するとともに、既存顧客への提供価値の向上、新規顧客獲得力の強化、顧客単価の向上及び解約率の低減を図ってまいります。当該投資は、中期経営計画に掲げる既存事業の深化、新しいサービスと事業の創出、並びにストック型収益の拡大に資するものであり、当社グループの収益力向上及び中長期的な企業価値向上に寄与するものと判断しております。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から 91,200 千円を本資金使途に充当する予定です。

④ 人的資本投資（A I 投資・教育・リスクリング）

当社グループは、中期経営計画に掲げる既存事業の深化及び新しいサービスと事業の創出を実現するためには、A I・D X関連サービスの開発や専門人材の採用に加え、既存社員を含む組織全体のA I活用力を高め、業務プロセス及び顧客提供価値の双方を継続的に改善していくことが重要であると考えております。特に、主力である美容I C T事業においては、P O S、C R M、予約管理、顧客管理等の既存サービスを通じて蓄積されるデータを活用し、顧客分析、販促支援、業務効率化、カスタマーサポートの高度化等につなげていくため、開発部門のみならず営業、カスタマーサクセス、サポート、管理部門等を含む全社的なA I活用能力の向上が必要となります。

本資金は、当社グループにおける人的資本投資として、社員向けのA I・D X関連研修、生成A Iその他A Iツールの利用教育、データ分析・業務効率化に関する研修、外部研修・セミナー受講、資格取得支援、リスクリングプログラムの導入、社内勉強会・ワークショップの実施、A I活用に係る業務マニュアル及びガイドラインの整備、並びに社内業務へのA I導入を推進するための外部専門家費用等に充当する予定です。

また、A I活用を一過性の取り組みにとどめず、実際の業務改善及びサービス品質向上につなげるため、各部門における利用事例の創出、業務フローへの組込み、情報管理・セキュリティ面のルール整備、顧客対応品質の向上、開発・営業・サポート部門間の連携強化等にも取り組んでまいります。これにより、既存社員の生産性向上、業務効率化、顧客対応力の強化及び新サービス開発に向けた企画力の向上を図ることが可能になると考えております。

当社グループは、これらの教育・リスクリングを中心とする人的資本投資を通じて、A I・D X関連サービスの開発及び導入を支える組織基盤を強化するとともに、既存事業の収益性向上、ストック型収益の拡大、顧客満足度の向上及び中長期的な企業価値向上につなげてまいります。当該投資は、中期経営計画に掲げる成長戦略及び資本収益性の改善に資する合理的な資金使途であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から9,000千円を本資金使途に充当する予定です。

⑤ 介護D X費用

当社グループは、介護サービス事業において、有料老人ホーム等の介護施設を運営しており、地域に根差した介護サービスの提供を通じて、安定的な収益基盤の構築に取り組んでおります。一方で、介護サービス事業においては、人材確保の難しさ、職員の業務負担の増加、利用者情報・介護記録の管理、行政対応、請求業務、施設運営管理等の業務が多岐にわたっており、安定的かつ高品質なサービス提供を継続するためには、業務の効率化及び情報管理体制の高度化が重要であると認識しております。

本資金は、介護サービス事業におけるD X推進費用として、介護記録システム、請求管理システム、勤怠・シフト管理システム、利用者情報管理システム、職員間の情報共有ツール、見守り・安全管理に資する機器又はシステム、業務効率化のためのタ

ブレット端末・周辺機器、クラウドサービスの導入、既存システムとの連携、セキュリティ対策、導入支援、初期設定、職員向け研修等に係る費用に充当する予定です。

これらのD X投資により、介護記録や請求業務等の事務負担を軽減し、職員が利用者への直接的なケアに注力できる環境を整備するとともに、情報共有の迅速化、記録の正確性向上、業務プロセスの標準化、施設運営状況の可視化及び管理体制の強化を図ってまいります。また、見守り機器や安全管理システム等の導入を通じて、利用者の安全性及び快適性の向上、事故リスクの低減、職員の心理的・身体的負担の軽減にもつなげてまいります。

当社グループは、介護D Xを推進することにより、介護サービス事業における業務効率化、サービス品質の維持・向上、職員の働きやすい環境づくり及び安定的な施設運営を実現してまいります。当該投資は、介護施設の修繕・リニューアルとあわせて、介護サービス事業の収益基盤を維持・強化し、中長期的な企業価値向上に資する合理的な資金使途であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から 10,045 千円を本資金使途に充当する予定です。

⑥ 介護施設修繕費用

当社グループは、介護サービス事業において、有料老人ホーム等の介護施設を運営しており、地域に根差した介護サービスの提供を通じて、安定的な収益基盤の構築に取り組んでおります。介護サービス事業においては、利用者の安全性及び快適性の確保、職員の労働環境の維持・改善、施設設備の老朽化対応、衛生管理、防災・防犯体制の整備、行政指導及び各種法令への対応等が重要であり、既存施設の安定的な運営及びサービス品質の維持・向上を図るうえで、計画的な修繕及び設備更新を継続的に実施する必要があります。

本資金は、当社グループが運営する介護施設における建物、居室、共用部、浴室、厨房、空調、給排水、電気設備、消防設備、ナースコールその他介護施設運営に必要な各種設備の修繕、更新及び改修に係る費用に充当する予定です。また、利用者の生活環境の改善、転倒防止等の安全対策、バリアフリー対応、衛生環境の維持、感染症対策、職員の業務効率化及び働きやすい職場環境の整備等を目的とする施設リニューアルについても、必要に応じて実施してまいります。

介護施設における建物・設備の老朽化や不具合を放置した場合、利用者の安全性や快適性の低下のみならず、突発的な修繕費用の発生、施設運営への支障、職員の業務負担増加、行政対応上のリスク等につながる可能性があります。そのため、当社グループは、各施設の老朽化状況、設備の使用状況、緊急性、入居者への影響、費用対効果等を総合的に勘案し、優先順位を付けたうえで、必要な修繕・設備更新を計画的に実施してまいります。

これらの修繕及び施設リニューアルを通じて、利用者及びそのご家族に安心して選ばれる施設環境を維持するとともに、職員が安定的にサービスを提供できる業務環境を整備し、介護サービス事業の安定運営及びサービス品質の向上を図ってまいります。

す。当社グループは、当該投資が、介護サービス事業における収益基盤の維持・強化、運営リスクの低減及び中長期的な企業価値向上に資する合理的な資金使途であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使による調達資金から 35,030 千円を本資金使途に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、財務体質の強化及び一層の事業拡大、収益の向上を図ることが可能となり、結果として当社の中長期的な収益向上及び企業価値向上、並びに既存株主に対する株主価値向上に寄与するものであると考えていることから、調達する資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件の合理性

（1）払込金額の算定根拠、及び発行条件の合理性に関する考え方

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ（所在地：東京都千代田区永田町1丁目11番28号 代表者：代表取締役 能勢元）（以下、「TFA」といいます。）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（672 円）（2026 年 8 月 25 日の終値）、行使価額（625 円）、当社株式の市場流動性、配当率（2.08%）、リスクフリーレート（2029 年 9 月 20 日償還の国債レート（日本証券業協会の売買参考統計値における長期国債 356）（1.834%）、ボラティリティ（2023 年 6 月－2026 年 7 月の月次株価を利用し年率換算して算出）（23.75%）、及び 1 日当たりの売却可能株式数（直近 3 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高の 10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2026 年 9 月 11 日から 2029 年 9 月 10 日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権 1 個の払込金額を 598 円と算定しました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1 日当たりの売却可能株式数（直近 3 年間にわたる発行会社普通株式の 1 日当たり平均売買出来高の 10%）を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断しました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権 1 個の払込金額をそれぞれ当該評価額と同額とし、598 円としています。

本新株予約権の行使価額については、取締役会決議日の直前営業日である 2026 年 8 月 25 日の株価（672 円）から 6.99%をディスカウントした 1 株当たり 625 円としており、直近の

市場株価を基準とした合理的な水準であると判断しております。当社は、割当予定先との協議を継続する中で、本資金調達の目的、必要資金額、当社の財務状況、今後の成長投資及びM&Aを含む資本業務提携に向けた資金需要、資金調達の確実性、既存株主の皆様が生じる希薄化の程度、並びに割当予定先による引受可能性を総合的に勘案いたしました。その結果、取締役会決議日の直前営業日を基準とし、そこから6.99%のディスカウントを行った行使価額は、本資金調達の実行可能性を確保しつつ、既存株主の皆様の利益にも配慮した水準であると判断いたしました。

なお、当該行使価額は、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の終値672円に対して6.99%のディスカウント、同直前1ヶ月間の平均終値である665円に対して6.02%のディスカウント、同直前3ヶ月間の平均終値である594.89円に対して5.06%のプレミアム、同直前6ヶ月間の平均終値である590.72円に対して5.80%のプレミアムとなっております。

本新株予約権の行使価額修正条項については、当社株価が当初行使価額を下回って推移した場合であっても、行使価額を時価に応じた水準に修正することにより、本新株予約権の行使を促進し、当社の資金調達の蓋然性を高めることを目的として設定したものです。

もともと、行使価額の修正は、本新株予約権の割当日から6か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行うことができるものとされており、また、修正後の行使価額は、当該取締役会決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の93%に相当する金額とされており、さらに、下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額である336円に設定されており、行使価額が過度に低い水準に修正されることを防止する設計としております。

これらにより、本新株予約権の行使促進による資金調達の機動性・実効性を確保しつつ、修正頻度、修正基準及び下限行使価額を設定することで、既存株主の皆様に対する過度な希薄化及び株価への影響にも一定の配慮を行っております。したがって、当社は、本新株予約権に係る行使価額修正条項及びその修正条件は合理的であると判断しております。本新株予約権の発行価額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。また、当社監査役3名全員（うち2名が社外監査役）からTF Aは、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられています。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使による発行株式数は810,000株であり、2026年4月30日現在の当社発行済株式総数5,240,000株に対し15.46%(2026年4月30日現在の当社議決権個数33,247個(3,324,700株)に対しては24.36%)であり、これにより既存株主の株式持分及び議決権比率が低下いたします。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数810,000株を行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却するとした場合の1日当たりの数量1,102株となり、当社株式の過去6ヵ月間における1日当たりの平均出来高4,020株の27.42%であり、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを書面にて確認していることから、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的となるよう引受先からも配慮されているものと考えています。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

これらを踏まえ、当社は、本第三者割当によって、当社グループの事業拡大を推進していくことが、早期に収益を拡大するための最良の選択であるとともに、中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながり、ひいては当社グループの企業価値向上及び既存株主の株式価値向上につながるものと考え、流通株式数の増加が見込まれるものと判断しています。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	ドリーム10号投資事業有限責任組合	
② 所 在 地	東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号	
③ 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任事業組合契約に関する法律	
④ 組 成 目 的	国内の会社等への投資を実行し、キャピタルゲインを得ることを目的とする	
⑤ 組 成 日	2022年3月29日	
⑥ 出 資 額 の 総 額	20,100千円	
⑦ 主たる出資者 及びその出資比率	宮嶋正邦：49.75% 勝山博文：49.75% モダンパス合同会社：0.50%	
⑧ 業務執行組合員 または これに類する者	名 称	モダンパス合同会社
	所 在 地	東京都千代田区一番町22番地3 アデックス一番町ビル402号
	代 表 者 氏 名	代表社員 勝山博文
	資 本 金	10万円
	事 業 内 容	投資事業有限責任組合財産の運用、管理
	出 資 者	勝山博文 (出資比率100%)

⑨ 当社との関係	出 資 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	人 事 関 係	該当事項はありません。
	資 金 関 係	該当事項はありません。
	技 術 関 係	該当事項はありません。
⑩ 当社と割当予定先の業務執行組合員との間の関係	出 資 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	人 事 関 係	該当事項はありません。
	資 金 関 係	該当事項はありません。
	技 術 関 係	該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」は、別途時点を明記していない限り本日現在におけるものであります。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、今後の成長戦略の実行に向けて、既存事業の強化に加え、M&Aを含む資本業務提携を機動的に実施するための資金を確保する必要があると判断いたしました。そのため、財務基盤の強化を図りつつ、既存株主の皆様の利益にも配慮した資金調達手段を検討してまいりました。

当社は、上記資金需要を踏まえ、エクイティ・ファイナンスによる資金調達の可能性について検討を開始し、2026年3月、複数の候補先の一つとして、当社代表取締役である長島秀夫が旧知の間柄であったモダンパス合同会社の代表社員である勝山博文氏に対し、当社の事業計画、今後の成長戦略及びM&Aを含む資本業務提携に向けた資金確保の必要性について説明したうえで、資金調達への協力可能性及び基本的な引受意向の有無について確認を行うとともに、想定される発行条件等について意見交換を行いました。

その後、当社は、2026年4月頃、同年5月頃を目途としてエクイティ・ファイナンスを具体的に進める方針であることを、当社の資金調達に関して協議を行っていた勝山博文氏に伝え、同氏に対し、本資金調達に係る出資者の確保及び具体的な引受主体の検討を依頼いたしました。

これに対し、勝山博文氏より、本資金調達については、同氏が出資者として関与する当該投資事業有限責任組合において新株予約権を引き受ける方法であれば対応可能である旨の提案を受けました。その後、勝山博文氏において、ドリーム10号投資事業有限責任組合を紹介いただき、当社は、同組合を本新株予約権の割当予定先とすることを前提に検討を進めることといたしました。

当社は、当該提案を踏まえ、本資金調達の目的、必要資金額、当社株式の流動性、既存株主に与える希薄化の影響、資金調達の確実性及び発行条件の妥当性等を総合的に検討し、その後、勝山博文氏との間で発行条件について口頭にて協議を行い、基本的な条件について確認いたしました。

2026年5月、当社は、モダンパス合同会社が業務執行組合員を務めるドリーム10号投資

事業有限責任組合について、当社の資金調達の目的及び成長戦略に対する理解があること、当社の事業計画及び資金使途を踏まえた引受意向を有していること、また、本第三者割当による資金調達の実行可能性を確保する観点から適切な割当先であると判断したことから、同組合を本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社とは、保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、純投資を目的としており、割当予定先が本第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることをモダンパス合同会社の代表社員である勝山博文氏より当社の取締役である高橋栄が口頭にて確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本第三者割当の引受に係る払込みについて、割当予定先を名義とする銀行口座の写し（2026 年 4 月 20 日付）を取得し、本新株予約権の発行価額を上回る金額が確保されていることを確認しております。なお、本新株予約権の行使資金につきましては、割当予定先は一度に当該行使金額の総額の行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の行使については、本第三者割当による取得した本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を市場で売却し、売却資金をもって、権利行使を繰り返す方針であることの説明をモダンパス合同会社の代表社員である勝山博文氏より当社の取締役である高橋栄が口頭にて確認しております。

（５）割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるドリーム 10 号投資事業有限責任組合、ドリーム 10 号投資事業有限責任組合の業務執行組合員であるモダンパス合同会社及び一般組合員（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関であるリスクプロ株式会社（東京都千代田区九段南二丁目 3 番 14 号、代表取締役 小板橋 仁）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先等、割当予定先等の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

なお、ドリーム 10 号投資事業有限責任組合（令和 6 年 8 月 9 日付）における投資事業有限

責任組合契約において、投資の時期及び方法、投資証券等の処分の時期及び方法、新株予約権の行使、投資証券等の議決権その他の権利の行使等組合財産の運用に関する事項は全て、投資委員会において全組合員の同意を得た上で行われるものとしてされており、特定の者が株主として権利行使を行う権限若しくはその指図権限又は投資権限を実質的に有するものではなく、当該権限を実質的に有する者が存在しないことを確認しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前	
株式会社E P A R K	8.90%
富国生命保険相互会社	4.28%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4.28%
株式会社R R K	3.82%
株式会社エム・エイチ・グループ	3.10%
安田 茂幸	2.63%
S C A T従業員持株会	1.83%
田中 秀幸	1.37%
長島 秀夫	1.14%
石塚 久美雄	0.83%

- (注) 1 募集前の持株比率は、2026年4月30日現在の株主名簿を基準とし、2026年8月25日までに提出された大量保有報告書並びに変更報告書の内容を反映させ、記載をしています。
- 2 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しており、小数点以下第3位を四捨五入しています。
- 3 割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得する株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、本新株予約権の割当後の状況は反映しておりません。

8. 今後の見通し

今回の調達資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。また、今回の資金調達による、当期連結業績予想における影響はございません。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	2023 年 10 月	2024 年 10 月	2025 年 10 月
売上高	2,742 百万円	2,594 百万円	2,605 百万円
営業利益	227 百万円	147 百万円	193 百万円
経常利益	230 百万円	156 百万円	197 百万円
親会社株主に帰属する 当期純損益	157 百万円	100 百万円	125 百万円
1 株あたり当期純損益	52.79 円	35.87 円	43.76 円
1 株あたり純資産	668.18 円	686.19 円	650.74 円
純資産	1,844 百万円	1,946 百万円	2,038 百万円
総資産	2,976 百万円	2,938 百万円	3,035 百万円
1 株あたり配当金	10.5 円	13.0 円	14.0 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に 対する比率
発行済み株式数	5,240,000 株	100 %
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	— 株	— %
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	— 株	— %
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	— 株	— %

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2023 年 10 月期	2024 年 10 月期	2025 年 10 月期
始 値	430 円	469 円	388 円
高 値	560 円	534 円	585 円（680 円）
安 値	387 円	372 円	496 円（371 円）
終 値	469 円	388 円	505 円

（注） 当社は、2025 年 10 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 0.1 株の割合で無償割当てを行っております。2025 年 10 月期の高値及び安値については無償割当て後の高値及び安値を記載しており、括弧内に無償割当て前の高値及び安値を記載しております。

② 最近 6 ヶ月の状況

	2026 年 3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
始 値	593 円	593 円	587 円	559 円	577 円	657 円
高 値	594 円	631 円	587 円	559 円	684 円	674 円
安 値	571 円	561 円	559 円	516 円	563 円	637 円
終 値	586 円	577 円	559 円	550 円	667 円	672 円

注：2026 年 8 月の欄は 2026 年 8 月 25 日までの株価を根拠としています。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026 年 8 月 25 日
始 値	670 円
高 値	672 円
安 値	670 円
終 値	672 円

(4) 最近 3 カ年のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による自己株式処分

処分期日	2024 年 6 月 6 日
処分株式数	普通株式 65,000 株
処分価額	1 株につき 472 円
資金調達額	30,680,000 円
処分方法	第三者割当の方法による
処分予定先	株式会社エム・エイチ・グループ
資金使途	資本業務提携に係る費用
支出時期	2024 年 6 月 6 日
現時点における 支出状況	資本業務提携に係る費用に充当

(別紙)

S C A T株式会社
第1回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 S C A T株式会社第1回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 4,843,800 円
3. 申込期日 2026 年 9 月 11 日
4. 割当日及び払込期日 2026 年 9 月 11 日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。
ドリーム 10 号投資事業有限責任組合 8,100 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 810,000 株とする(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は 100 株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(第 9 項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 8,100 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 598 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金 625 円とする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日の 6 か月を経過した日の翌日以降に開催される当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができるものとする。行使価額は、当該決議が行われた日の翌取引日以降、当該決議が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に 93%を乗じた価額(1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。)(以下、「修正基準日時価」という。)に修正される。但し、修正基準日時価が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。なお、本号に基づく行使価額の修正は、直前の行使価額修正から 6 か月以上経過している場合にのみ行うことができるものとし、当該期間を経過していない場合には、当社は新たな行

使価額修正を行うことはできない。

- (2) 前号にかかわらず、前号に基づく修正後の行使価額が 336 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & & & \\ \text{行使価} & = & \text{行使価} & \times & \text{既発行普通} & + & \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{株式数} & & \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ & & & & & & \\ & & & & \text{既発行普通株式数} & + & \text{割当株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

- ⑤本項(2)①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行いません。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用します。

(4) その他

①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年9月11日から2029年9月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

本新株予約権の割当日以降、いつでも当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、本項において「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存

続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

発行要項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

16. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限について該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

17. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

18. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、第6項に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

19. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記第12項の本新株予約権を行使することができる期間中に第21項の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を当社及び当該行使請求を行う新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第22項の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第21項の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

20. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

21. 行使請求受付場所
S C A T株式会社 経営管理本部
東京都港区芝浦一丁目2番1号 シーバンスN館 2階
22. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 東京営業部
東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を598円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、625円とした。
24. その他
 - (1) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。
 - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任します。
 - (3) 当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の募集要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

以上